

自主防災組織運営費補助金申請の手続きについて

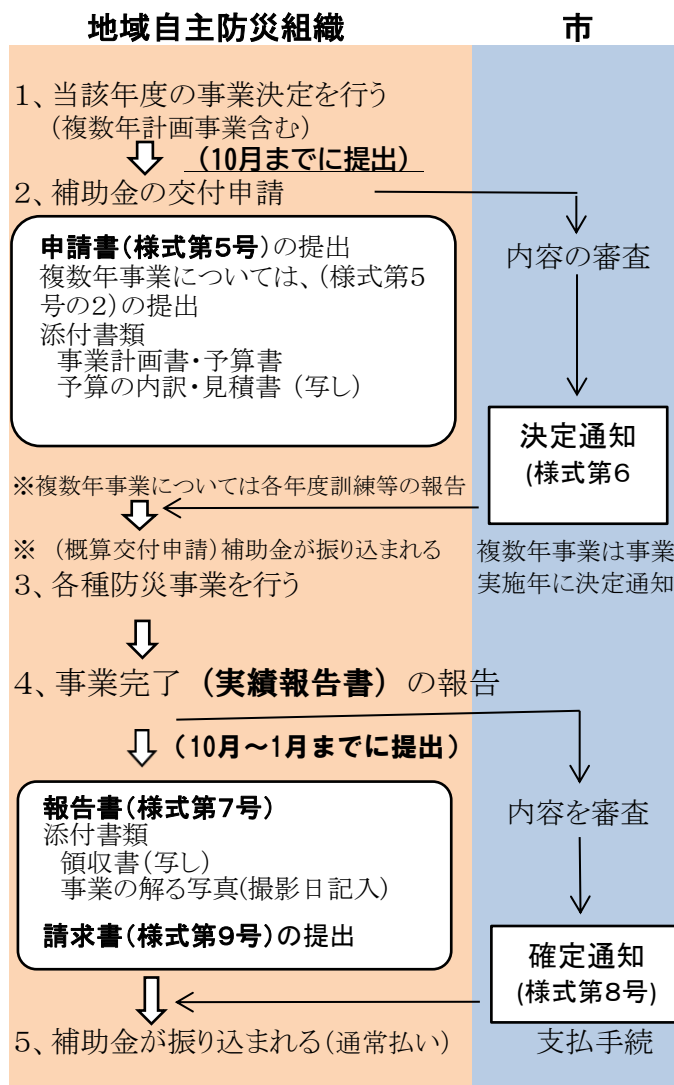
町会・自治会単位で設立されている自主防災組織の、自主的な訓練や講習の開催及び防災資機材の配備並びに備蓄品等の更新については、下表に定める金額を上限とし補助金を交付します。

区分	補助金額(上限額)
組織の運営 (500世帯以上)	1組織あたり 110,000円
〃 (400世帯～499世帯)	1組織あたり 88,000円
〃 (300世帯～399世帯)	1組織あたり 66,000円
〃 (300世帯未満)	1組織あたり 55,000円

「富田林市自主防災組織補助事業要綱 別表第2(第4条関係)」(抜粋)

1. 共同で使用できる資機材整備に限り、隣接した複数の組織で共同申請が可能です。
2. 一定の条件のもと複数年分(3年を限度)の運営費を纏めて最終年度に補助を受けることが可能です。
3. 令和7年度より、組織結成の翌年度から10年を超える組織に対して、新たに倉庫を設置する場合の補助を設けました。(諸条件がありますので、申請前に危機管理室へ相談ください。)
4. 令和8年度に、運営費補助の対象を拡充しました。

★運営費補助手続きの流れ★



★留意事項★

【補助金申請書の提出】

- ・申請書は、必ず事業を行う前に提出して下さい。
- ・事業の実施(備品等の購入)は、補助金交付決定通知が届いてから行うようにして下さい。
- ・申請できる事業は、住民に広く募集する防災訓練講演、還元できる備蓄品の配備・更新が対象となります。

【実績報告書の提出】

- ・防災事業(主に訓練)実施後、提出して下さい。
- ・報告書に記入する金額は、交付決定金額ではなく、実際に請求・支払いした金額を記入して下さい。
- ・購入備品の領収書(写し)・購入した備品の写真を添付して下さい。

【請求書の提出】(様式第9号)

- ・口座名義は省略せず、フリガナも記入して下さい。
- ・記入漏れや間違いのないように注意して下さい。
- ・日付は空欄のまま提出して下さい。

※必要により概算払いの場合は、補助金申請書を提出時に概算交付請求書(様式第10号)も提出して下さい。

※申請書、実績報告書は、代表者の押印又は手書きによる原本が必要ですので、直接お渡しいただくか、郵送で届けていただきますようお願いいたします。

※申請書は10月までに、実績報告書は指定訓練終了後に提出してください。
(訓練結果報告書については、訓練後に作成してメールで報告していただくことも可能です。)
その他、不明な点がございましたら、危機管理室までお問い合わせください。

富田林市役所 危機管理室
電話:0721-25-1000
メール:kikikanri@city.tondabayashi.lg.jp